

常滑市立青海こども園の設置及び管理に関する条例施行規則及び常滑市立保育所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月15日

常滑市長 伊藤辰朱



常滑市規則第11号

常滑市立青海こども園の設置及び管理に関する条例施行規則及び常滑市立保育所管理規則の一部を改正する規則

(常滑市立青海こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 常滑市立青海こども園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成23年常滑市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号ウを次のように改める。

ウ 夏季（7月21日から8月31日まで）

第5条第2号に次のように加える。

エ 冬季（12月24日から翌年1月6日まで）

オ 春季（3月25日から3月31日まで）

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

預かり保育の種類	保育日	保育時間	預かり保育料の日額
通常預かり保育	月曜日から金曜日までの日（第5条第2号ウからオまでに定める日を除く。）	午前8時から教育課程に係る教育時間開始まで	50円
		教育課程に係る教育時間終了後から午後4時まで	200円
夏季休業日預かり保育	第5条第2号ウに定める日	午前8時から午前8時30分まで	50円
		午前8時30分から午後4時まで	1,000円

(常滑市立保育所管理規則の一部改正)

第2条 常滑市立保育所管理規則（昭和56年常滑市規則第2号）の一部を次の

ように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休日を定めることができる。

第6条第2号ウを次のように改める。

ウ 夏季（7月21日から8月31日まで）

第6条第2号に次のように加える。

エ 冬季（12月24日から翌年1月6日まで）

オ 春季（3月25日から3月31日まで）

別表2を次のように改める。

別表2（第7条関係）

預かり保育の種類	保育日	保育時間	預かり保育料の日額
通常預かり保育	月曜日から金曜日までの日（第6条第2号ウからオまでに定める日を除く。）	午前8時から教育課程に係る教育時間開始まで	50円
		教育課程に係る教育時間終了後から午後4時まで	200円
夏季休業日預かり保育	第6条第2号ウに定める日	午前8時から午前8時30分まで	50円
		午前8時30分から午後4時まで	1,000円

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。